

特定非営利活動法人みんなのひみつきち定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人みんなのひみつきちという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県春日井市高森台に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の子ども達に対して無償で教育機会を提供することで、家庭の経済状況による教育格差の是正、障害の有無に捉われない教育の場の整備を目指すとともに、“実学”を通して地域の多くの子ども達に「学ぶことの楽しさ」と「まなびがい」を知ってもらうことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域の子ども達に対する無料塾事業
- (2) 地域の子ども達に対する工作教室事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもつ

て本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理

理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期満了日の属する事業年度の前事業年度終了後、最初に開催される総会において、任期満了日前に後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了日までに後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、次条第 1 項の規定にかかわらず、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事及び正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、理事及び正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、次条第 1 項の規定にかかわらず、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 8 月 1 日に始まり翌年 7 月 31 日に終わる。
(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併
(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会にて決議した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、

内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 顧問

第55条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本法人に功労のあった者、若しくは本法人が法第3条の目的を達成する上で有意義な存在である者のうちから理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、本法人の運営に関して理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を述べる。
- 4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第11章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	中島 愛深
副理事長	西尾 和夏
副理事長	林 由歩
監事	渡邊 拓和 松本 誠太
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和5年9月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から令和5年7月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	0円	年会費	1000円
(2) 賛助会員	入会金	0円	年会費	3000円

役員名簿

特定非営利活動法人みんなのひみつきち

役名	フリガナ 氏名	郵便番号	住所又は居所	報酬の有無
理事	ニシオ ワカ 西尾 和夏			無
理事	ハヤシ ヌウホ 林 由歩			無
理事	ナカシマ マナミ 中島 愛深			無
監事	ワタナベ タクト 渡邊 拓和			無
監事	マツモト セイタ 松本 誠太			無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

近年、一人ひとりに合った学びが重要視され、さまざまな教育サービスが提供されている。

しかし、子どもの貧困問題がいまだ解決されておらず、家庭生活に起因する不登校児が増加傾向にあるなど、教育格差の広がり深刻である今日において、家庭環境を理由に教育サービスを受けることのできない子ども達が増えているということは目を背けることのできない事実である。さらに、教師の労働問題を背景に、そのような子ども達に対しての更なる教育的サポートを行えない学校があることも事実である。

また、最近では子ども達自身が主体的に行う学びが特に求められているにもかかわらず、子ども達が経験を通じた実学的な学びを主体的に行い、学ぶことの楽しさを発見できるような機会が減少している。

このような理由から我々は、高校生ならではの視点で教育格差の是正に力添えをできないかと考え、地域社会の中で子ども達が健やかに過ごすことができる憩いの場づくりを目的として、春日井市内で無償での教育機会の提供を定期的に行っている。また、その中で「実学」を学べる体験を多く取り入れることで、子ども達が学ぶことの楽しさやまなびがいを感じるような機会を提供している。この事業は一定の成果を収めており、生徒数も増加傾向にある。

しかし、当然我々の活動のみではこの教育格差問題を解決することはできず、市民の方々や企業、他団体を巻き込んで支援の輪を広げていく必要があるのだが、高校生の部活動レベルの組織ではどうしても限界が生じてしまう。よって社会的に認められた公的な組織となるのが最善なのではないかと考えたために、今回 NPO 法人として申請するに至った。また、事業を継続して行うためには、団体名義で各種の契約を交わすことができる法人格が必要となる点、我々が営利を目的としていない点からも、NPO の法人格を取得するという選択が最善であると考えた。

法人化することで、我々の活動理念に共感して下さる方々からの支援を受けることができるようになれば、事業拡大につながり、より多くの子ども達に教育機会の提供を行うことができると考える。それはつまり、前述の目標の達成に一步近づくということを意味すると考える。

2 申請に至るまでの経過

- 2001年4月 部活動としての任意団体「中部大学春日丘高等学校インターアクトクラブ」発足
- 2021年7月 無料塾「みんなのひみつきち」活動開始
- 2021年11月 無料塾「みんなのひみつきち」開校
- 2023年2月 特定非営利活動法人みんなのひみつきち設立総会開催

2023年2月16日

特定非営利活動法人みんなのひみつきち
設立代表者
住所又は居所

氏名 中島 愛深

特定非営利活動法人みんなのひみつきち
2023年度事業計画書

1 事業実施の方針

特定非営利活動法人みんなのひみつきちは、地域の子供達に対して無償で教育機会を提供することで、家庭の経済状況による教育格差の是正、障害の有無に捉われない教育の場の整備を目指すとともに、“実学”を通して地域の多くの子供達に「学ぶことの楽しさ」と「まなびがい」を知ってもらうことを目的として下記の事業を計画実施する。

具体的には、本法人の定款第5条の特定非営利活動に係る事業として、地域の子ども達に対する無料塾事業、地域の子ども達に対する工作教室事業を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

ア 地域の子供達に対しての無料塾事業

(ア) 事業内容

家庭の経済的状況等に関係なく教育を受けることができる場を提供するために、地域の子ども達に対する定期的な無料塾事業を実施する。

(イ) 実施予定日時

2023年6月1日から2023年7月31日の毎週日曜日

(ウ) 実施予定場所

春日井市内のレンタルスペース等

(エ) 従事者の予定人数

講師6名

(オ) 受益対象者の範囲及び予定人数

地域の子供達 各日15名（年間合計135人）

(カ) 収入見込額

0円

(キ) 支出見込額

7,700円

賃貸料2,000円

印刷費1,200円

消耗品費1,500円

備品費1,500円

交通費1,500円

イ 地域の子ども達に対する工作教室事業

(ア) 事業内容

無印良品イーアス春日井店（愛知県春日井市六軒屋町）との協力の下、子供たちに「学ぶことの楽しさ」や「まなびがい」を知ってもらうことを目的とした無料の工作教室を開催する。

(イ) 実施予定日時

2023年6月1日から2023年7月31日の毎月第1日曜日

(ウ) 実施予定場所

無印良品イーアス春日井店（愛知県春日井市六軒屋町）

(エ) 従事者の予定人数

講師5名

(オ) 受益対象者の範囲及び予定人数

地域の子供達 各日15名 (年間合計30人)

(カ) 収入見込額

0円

(キ) 支出見込額

3,500円

消耗品費 500円

備品費 1,500円

交通費 1,500円

特定非営利活動法人みんなのひみつきち
2024年度事業計画書

1 事業実施の方針

特定非営利活動法人みんなのひみつきちは、地域の子ども達に対して無償で教育機会を提供することで、家庭の経済状況による教育格差の是正、障害の有無に捉われない教育の場の整備を目指すとともに、“実学”を通して地域の多くの子ども達に「学ぶことの楽しさ」と「まなびがい」を知ってもらうことを目的として下記の事業を計画実施する。

具体的には、本法人の定款第5条の特定非営利活動に係る事業として、地域の子ども達に対する無料塾事業、地域の子ども達に対する工作教室事業を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

ア 地域の子ども達に対する無料塾事業

(ア) 事業内容

家庭の経済状況等に関係なく教育を受けることができる場を提供するために、地域の子ども達に対する定期的な無料塾事業を実施する。

(イ) 実施予定日時

2023年8月1日から2024年7月31日の毎週日曜日

(ウ) 実施予定場所

春日井市内のレンタルスペース等

(エ) 従事者の予定人数

講師6名

(オ) 受益対象者の範囲及び予定人数

地域の子ども達 各日15名（年間合計750人）

(カ) 収入見込額

0円

(キ) 支出見込額

45,000円

(内訳)

賃貸料12,000円

印刷費8,000円

消耗品費6,000円

備品費9,000円

交通費10,000円

イ 地域の子ども達に対する工作教室事業

(ア) 事業内容

無印良品イーアス春日井店（愛知県春日井市六軒屋町）との協力の下、子ども達に「学ぶことの楽しさ」や「まなびがい」を知ってもらうことを目的とした無料の工作教室を開催する。

(イ) 実施予定日時

2023年8月1日から2024年7月31日の毎月第1日曜日

(ウ) 実施予定場所

無印良品イーアス春日井店（愛知県春日井市六軒屋町）

(エ) 従事者の予定人数

講師5名

(オ) 受益対象者の範囲及び予定人数

地域の子ども達 各日15名 (年間合計180人)

(カ) 収入見込額

0円

(キ) 支出見込額

25,000円

(内訳)

消耗品費6,000円

備品費9,000円

交通費10,000円

法人名： 特定非営利活動法人みんなのひみつきち

活動予算書

成立の日(2023年6月1日 を想定) から 2023年7月31日 まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	0		
正会員受取会費	10,000		
賛助会員受取入会費	0		
賛助会員受取会費	0	10,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	4,300	4,300	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
4. 事業収益			
地域の子ども達に対する無料塾事業収益	0		
地域の子ども達に対する工作教室事業収益	0		
その他この法人の目的を達成するために必要な事業収益	0		
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			14,300
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
賃貸料	2,000		
印刷費	1,200		
消耗品費	2,000		
備品費	3,000		
交通費	3,000		
その他経費計	11,200		
事業費計		11,200	
2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	0		
会議費	0		
交通費	0		
通信運搬費	0		
消耗品費	500		
水道光熱費	0		
賃借料	0		
保険料	0		
租税公課	0		
雑費	0		
その他経費計	500		
管理費計		500	
経常費用計			11,700
当期正味財産増減額			2,600
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			2,600

法人名： 特定非営利活動法人みんなのひみつきち

活動予算書

2023年8月1日

から

2024年7月31日

まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	0		
正会員受取会費	25,000		
賛助会員受取入会費	0		
賛助会員受取会費	9,000	34,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	41,000	41,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
4. 事業収益			
地域の子ども達に対する無料塾事業収益	0		
地域の子ども達に対する工作教室事業収益	0		
その他の法人の目的を達成するために必要な事業収益	0		
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			75,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
賃貸料	12,000		
印刷費	8,000		
消耗品費	12,000		
備品費	18,000		
交通費	20,000		
その他経費計	70,000		
事業費計		70,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	0		
会議費	0		
交通費	0		
通信運搬費	0		
消耗品費	1,000		
水道光熱費	0		
賃借料	0		
保険料	0		
租税公課	0		
雑費	0		
その他経費計	1,000		
管理費計		1,000	
経常費用計			71,000
当期正味財産増減額			4,000
前期繰越正味財産額			2,600
次期繰越正味財産額			6,600